

4 在宅勤務制度(4)

(8-1) 具体的取扱い

	制度内容(案)
制度の利用単位	実施回数は週2回までとし、所定就業日に実施。 実施は1日単位。(注:半日在宅,半日出社は不可。半日年休も不可)
労働時間の取扱い	1. 在宅勤務実施日は、所定労働時間勤務したものとみなす。 2. 育児および介護の短時間勤務制度の利用者が在宅勤務を行った場合は、短時間勤務制度で適用している所定労働時間を勤務したとみなす。
実施申請・報告	1. 在宅勤務を行う3営業日前までに、実施日と実施業務内容を、所定の様式で所属長に申請し、実施の承認を得る。 2. 所属長は社員に出勤させねばならないやむを得ない事由がある場合在宅勤務の実施日を変更することができる。 3. 翌営業日に所定の様式で、業務報告を行う。
処遇労働条件	通常勤務者と同じ取扱い。